

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月16日

鹿島市長 樋口久俊

記

**1. 協議の場を設けた区域の範囲**

七浦地区

**2. 協議の結果を取りまとめた年月日**

平成29年1月27日

**3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況**

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	72 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

**4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか**

担い手はいるが十分ではない。

**5. 農地中間管理機構の活用方針**

農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、関係機関と連携して農地中間管理機構の活用を図っていく。

特に中間管理事業の重点地域においては、地域内の農地利用の一体化を図るため、地域でまとまって中間管理機構に農地を貸し付け、エリア内の農地を担い手に集積・集約する。

**6. 地域農業の将来のあり方**

担い手がいる平坦・山麓地域等では、継続して担い手へ農地の集積・集約化を推進し、担い手の分散錯圏の解消を図っていく。

特に中間管理事業の重点地域においては、将来の経営計画等の意向調査を実施し、農地集積に関する協議を定期的に行なながら担い手へ農地の集積・集約化を推進し、担い手の分散錯圏の解消を図っていく。

十分でない中山間地域等は、地域農地・水路を維持していく為に、耕作放棄地の増加ができるだけ抑制・解消、地域に適した作物の研究・導入を検討し、新規就農者等の担い手の確保を図っていく。